

兵庫県 D V 防止・被害者保護計画

～配偶者等からの暴力のない社会と被害者の立場に立った支援の実現に向けて～

令和 6 年 3 月

兵 庫 県

目 次

第1部 総論

第1章 基本的な考え方	1
第2章 配偶者等からの暴力に関する状況と課題	
1 全国及び県内の状況	5
2 男女間における暴力の状況	9
3 DV防止法改正の状況	11
4 第4期計画（R元～R5）における取組状況	12
5 計画改定に際しての課題	14
第3章 計画体系	16

第2部 各論

第4章 具体的施策の展開

目標1 DV防止に向けた啓発・教育の推進

- 1 県民への啓発の推進 17
- 2 DV防止に向けた教育の推進 18

目標2 市町のDV対策の促進

- 1 市町庁内連携体制の整備推進 20
- 2 市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び
相談体制充実への支援 21
- 3 被害者支援に係る広域調整の充実 23

目標3 相談体制の充実

- 1 県の相談体制の充実 24
- 2 市町の相談体制の充実 28
- 3 外国人や障害者、高齢者、その他配慮が
必要な被害者に対する支援 28
- 4 被害者の子どもに対するケアの充実 30
- 5 苦情への適切かつ迅速な対応 31
- 6 潜在的な被害者への対応 32

目標 4	緊急時の安全確保	
	1．早期発見・通報対策	3 3
	2．被害者等の安全確保対策	3 3
	3．一時保護対策の充実	3 4
	4．被害者等に係る情報の保護	3 5

目標 5	自立支援の推進	
	1．自立に向けた生活支援、就労支援等	3 7
	2．施設入所・退所支援	3 9
	3．心理社会的な対応	4 0
	4．被害者の子どもに対するケアの充実	4 0
	5．住居確保支援	4 1
	6．退所後支援	4 3

目標 6	関係機関・民間団体との連携強化等	
	1．推進体制の強化	4 4
	2．関係機関との連携強化	4 6
	3．民間支援団体等との協働・連携	4 6

目標 7	専門人材の育成等、変化する社会への対応	
	1．被害者支援に携わる人材の育成及び人材への支援	4 8
	2．調査の推進	5 0
	3．将来の社会情勢の変化への対応	5 0

(参考)

・ドメスティック・バイオレンス(DV)とは	5 1
・DV被害者への相談支援に係る連携チャート	5 2
・兵庫県DV防止・被害者保護計画改定委員会	5 3

第1部 総論

第1章 基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、DV被害者（以下「被害者」という。）の生命や身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると同時に、DVの目撃は子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為である。

また、被害者は、多くの場合女性である。その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があるといわれており、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

こうした被害者の人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取り組みが必要である。あわせて、同伴する子どもへの適切な支援も必要である。

このような状況を踏まえ、兵庫県では、平成18年4月に被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるよう支援することを基本として、被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援体制の整備を柱とする各般の施策を総合的に推進するため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画（以下「計画」という。）」を策定（第1期計画）した。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正法が平成20年1月11日に施行され、これに伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針^{()1}（以下「国の基本的方針」という。）」が改定されたことを踏まえ、平成21年4月に計画の改定（第2期計画）を行った。

さらに、DV防止法の改正法が平成26年1月3日に施行され、法律の適用対象を生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大するとともに、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたこと等を踏まえ、計画名を「DV防止・被害者保護計画」と改称し、平成26年4月に計画の改定（第3期計画）を行った。

現行計画（第4期計画）については、本県におけるこれまでのDV対策の取組や課題を検証し、今後、さらに市町や民間支援団体とも連携しながら、県全体のDV対策を推進するため平成31年4月に改定している。

第5期計画策定に当たり、DV防止法の改正法が令和6年4月1日に施行される。重篤な精神的被害の場合も保護の対象となるとともに、関係機関等から構成される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会」が法定化されることとなった。これらを踏まえ、今般、計画の改定を行った。

()¹ DV防止法第2条の2第4項において、主務大臣が定めることとされている都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべき基本方針

今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、改定された計画に沿って施策を着実に推進するため、PDCAサイクル^{()2}の手法を活用し、計画実施状況の点検、必要に応じた施策の見直しを行い、DVのない社会の実現を目指していく。

2 計画におけるDVの定義

本計画における「DV」とは、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」や「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」に加え、「生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力」も対象としており、性別は問わない。

また、DVには身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力も含まれる。

3 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第1項に基づく県が定める基本計画であると同時に、被害者の保護及び自立支援のための基本的な取り組み方向を示した県の実施計画である。

また、市町など関係機関、民間支援団体、企業、大学等が県民のDV対策を推進していくための基本的な事項を定めた指針（ガイドライン）である。

4 他計画等との関係

県の男女共同参画計画（ひょうご男女いきいきプラン2025）、ひょうご子ども・子育て未来プラン、地域福祉支援計画、老人福祉計画、人権教育及び啓発に関する総合推進指針、兵庫県教育基本計画（ひょうご教育創造プラン）など関連する計画等との整合性を図りながら施策を推進する。

5 施策の基本的方向

次の7つの目標に基づき施策を展開する。

- (1) DV防止に向けた啓発・教育の推進
- (2) 市町のDV対策の促進
- (3) 相談体制の充実
- (4) 緊急時の安全確保
- (5) 自立支援の推進
- (6) 関係機関・民間団体との連携強化
- (7) 専門人材の育成等、変化する社会への対応

^{()2} Plan（計画） Do（実施） Check（点検・評価） Action（改善）のプロセスを順に実施することにより、継続的な改善につなげていく手法。

6 施策展開の考え方

(1) 県の役割

県は、DV被害者支援関係機関で構成する「ひょうごDV防止ネットワーク会議^{()3}」を県が実施する法定協議会として位置づけ、困難な問題を抱える女性との一体的な支援のための協議の場とした新たなネットワーク会議を設置し、関係機関等と連携するとともに、全庁的な組織であるDV対策庁内調整会議により、専門的・広域的な施策を推進する。

各分野の専門機関、民間団体等との広域的な連携の強化を図るとともに、市町の取組に対する支援を行う。

また、被害者の安全確保対策や人材育成など、県全体のDV対策の推進体制の強化を図り、県立女性家庭センター^{()4}は、配偶者暴力相談支援センター^{()5}として機能を果たす。

(2) 市町の役割

市町は、地域におけるDVの防止及び被害者の保護・自立支援を進める上で大きな役割を果たしている。被害者にとって市町は、身近な相談窓口であり、自立に必要な多くのサービスを提供している。

このため、市町は被害者にとって身近な行政機関としての役割を担い、被害者の状況、緊急度などを的確に把握し、助言やサービスの提供を行い、県をはじめとする関係機関の支援が必要な被害者については、速やかに連携を図り、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行っていく必要がある。

また、市町の基本計画に基づく施策の確実な展開と身近な行政主体における支援の窓口としての配偶者暴力相談支援センターの設置についても取組を進めていく必要がある。

7 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とする。

ただし、計画期間内であっても社会・経済情勢の変化やDV防止法の改正等によ

()³ DV被害者の相談、保護、支援等を行う関係機関の相互協力及び密接な連携を図り、配偶者からの暴力の防止、被害者のニーズに対応した各種の支援活動を効果的に推進することを目的に、県が設置する会議。

構成団体等は本文 P44 参照。

()⁴ 売春防止法第34条の規定により設置する婦人相談所（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行後は、第9条により設置する女性相談支援センター）の兵庫県における名称。DV防止法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターとしての業務もっている。

()⁵ 都道府県が設置する婦人相談所（女性相談支援センター）その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努める。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助等を行う。

り新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

8 計画改定の検討体制

この計画は、学識経験者や関係機関、民間支援団体の代表者で構成される「兵庫県DV防止・被害者保護計画改定委員会」において検討を行うとともに、パブリック・コメント手続により幅広く県民の意見を聴いて改定を行った。

第2章 配偶者等からの暴力に関する状況と課題

1 全国及び県内の状況

(1) 相談状況

令和5年7月3日現在、47都道府県及び140市において、313カ所の配偶者暴力相談支援センターが設置され、本県では、18カ所の設置となっている。

相談件数は、DV防止法が施行された平成14年度には35,943件であったが、令和4年度には122,010件と、3.39倍となっている。

本県では、平成14年度は850件であったが、令和4年度には9,155件と、10.77倍に増加している。

(配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数【内閣府調査】)

区分	全国		兵庫県	
		対前年比		対前年比
平成14年度	35,943件	-	850件	-
15年度	43,225	1.20	1,050	1.24
16年度	49,329	1.14	805	0.77
17年度	52,145	1.06	1,138	1.41
18年度	58,528	1.12	1,561	1.37
19年度	62,078	1.06	2,117	1.36
20年度	68,196	1.10	2,990	1.41
21年度	72,792	1.07	3,438	1.15
22年度	77,334	1.06	3,715	1.08
23年度	82,099	1.06	3,746	1.01
24年度	89,490	1.09	4,947	1.32
25年度	99,961	1.12	6,412	1.30
26年度	102,963	1.03	7,215	1.13
27年度	111,172	1.09	7,670	1.06
28年度	106,367	0.96	7,887	1.03
29年度	106,110	0.99	8,373	1.06
30年度	114,481	1.08	8,489	1.01
令和元年度	119,276	1.04	8,328	0.98
2年度	129,491	1.09	9,579	1.15
3年度	122,478	0.95	9,043	0.94
4年度	122,010	0.99	9,155	1.01

(注) 兵庫県のは、県内の配偶者暴力相談支援センター(県及び市)における相談件数の総数

また、警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、平成14年に14,140件であったものが、令和4年には84,496件と、5.98倍となっている。

本県では、平成14年の624件から令和4年の3,783件と、6.06倍に増加している。

(警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数)

区分	全国		兵庫県	
		対前年比		対前年比
平成14年	14,140件	-	624件	-
15年	12,568	0.89	429	0.69
16年	14,410	1.15	662	1.54
17年	16,888	1.17	835	1.26
18年	18,236	1.08	1,195	1.43
19年	20,992	1.15	1,642	1.37
20年	25,210	1.20	1,797	1.09
21年	28,158	1.12	1,867	1.04
22年	33,852	1.20	1,885	1.01
23年	34,329	1.01	1,860	0.99
24年	43,950	1.28	2,101	1.13
25年	49,533	1.13	2,113	1.01
26年	59,072	1.19	2,535	1.20
27年	63,141	1.07	2,736	1.08
28年	69,908	1.11	3,010	1.10
29年	72,455	1.04	3,380	1.12
30年	77,482	1.07	3,453	1.02
令和元年	82,207	1.06	3,465	1.01
2年	82,643	1.01	3,617	1.04
3年	83,042	1.01	3,631	1.01
4年	84,496	1.02	3,783	1.04

(注)統計期間は各年とも1月～12月

本県では、このほか県立男女共同参画センター、県健康福祉事務所、県子ども家庭センター^{()6}でも相談を実施している。

県関係機関、市町、警察におけるDV相談件数(配偶者からの暴力以外を含む。)は、平成26年度は17,761件であったが、令和4年度は19,452件と1.09倍に増加している。

()⁶ 児童福祉法第12条の規定により設置する児童相談所の兵庫県における名称。

R6.4 現在、県内には県所管7センター(中央・尼崎・西宮・川西・加東・姫路・豊岡)と神戸市子ども家庭センター、明石子どもセンターの9センターが設置されている。

(兵庫県における過去の相談件数)

(単位：件)

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
県	県立女性家庭センター	984	664	683	652	599	776	816	684	647
	県立男女共同参画センター	1,108	977	867	744	722	536	466	596	556
	県子ども家庭センター (親子関係支援員)	99	233	534	1,184	1,644	2,068	1,977	2,245	2,128
	県健康福祉事務所 (母子・父子自立支援員等)	40	50	31	38	20	22	25	25	29
	小計	2,231	1,924	2,115	2,618	2,985	3,402	3,284	3,550	3,360
市町	神戸市	4,669	4,761	4,714	3,914	3,788	3,891	4,325	3,529	3,635
	中核市〔姫路市、西宮市、 尼崎市、明石市(H30~)〕	2,859	2,756	2,377	2,644	3,601	3,739	4,014	3,738	3,616
	その他市町	5,467	5,751	5,879	6,254	5,316	4,674	5,690	5,538	5,058
	小計	12,995	13,268	12,970	12,812	12,705	12,304	14,029	12,805	12,309
警察における相談件数【再掲】		2,535	2,736	3,010	3,380	3,453	3,465	3,617	3,631	3,783
合計(+ +)		17,761	17,928	18,095	18,810	19,143	19,171	20,930	19,986	19,452

(注) 1. 警察における相談件数の統計期間は各年度とも1月～12月。

(2) 一時保護の状況

緊急時に被害者等を一時保護する一時保護所(以下「一時保護所」という。)に入所した被害者は、本県では、平成26年度以降、減少傾向であり、経路別状況をみると、警察と福祉事務所からの依頼がほとんどを占めている。

(一時保護の経路別状況)

(単位：件)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
警察	103	81	78	54	42	51	32	31	31
福祉事務所	89	93	66	82	73	55	52	50	37
その他(本人・施設等)	2	0	1	0	0	0	1	0	0
計	194	174	145	136	115	106	85	81	68

(注) 一時保護委託件数を含む

また、年齢別でみると、減少傾向ではあるものの、20歳代から40歳代までの年齢層の割合が多く占めている。

(一時保護の年齢別状況)

(単位：件)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
20歳未満	2	7	2	0	0	2	2	1	1
20歳代	55	40	36	24	24	19	23	19	16
30歳代	65	51	47	47	37	31	21	29	12
40歳代	45	42	32	35	29	29	21	13	16
50歳代	12	17	16	17	11	9	8	13	9
60歳以上	15	17	12	13	14	16	10	6	14
計	194	174	145	136	115	106	85	81	68

(3) 保護命令の状況

DV防止法に基づく保護命令^{()7}の新規受付件数は、平成26年以降減少傾向にあり、令和4年では1,431件となっている。

神戸地方裁判所管内でも、全国と同様に、近年は減少傾向となっている。

(保護命令新規受付の状況)

(単位：件)

区分	全国		神戸地方裁判所管内	
		対前年比		対前年比
平成14年	1,426件	-	70	-
15年	1,825	1.28	85	1.21
16年	2,179	1.19	120	1.41
17年	2,695	1.24	166	1.38
18年	2,759	1.02	194	1.17
19年	2,779	1.01	146	0.75
20年	3,147	1.13	168	1.15
21年	3,100	0.99	155	0.92
22年	3,096	1.00	142	0.92
23年	2,741	0.89	117	0.82
24年	3,144	1.15	150	1.28
25年	2,992	0.95	144	0.96
26年	3,121	1.04	147	1.02
27年	2,958	0.95	138	0.94
28年	2,648	0.90	134	0.97
29年	2,280	0.86	131	0.98
30年	2,164	0.95	109	0.83
令和元年	2,005	0.93	137	1.26
2年	1,844	0.92	123	0.90
3年	1,730	0.94	121	0.98
4年	1,431	0.83	85	0.70

^{()7} 配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、または配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。

2 男女間における暴力の状況

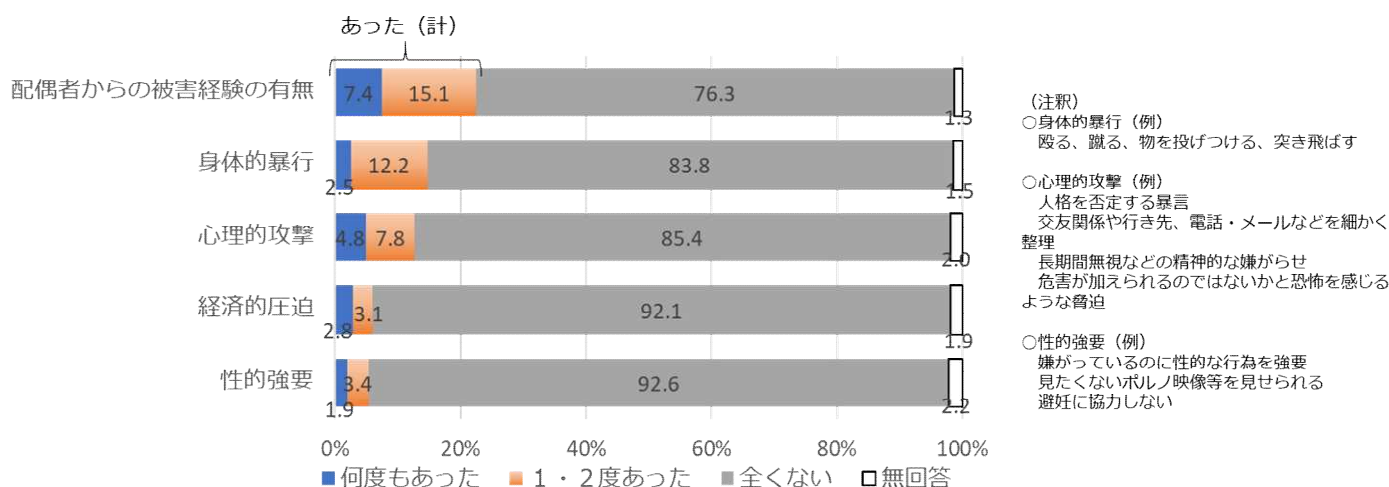
内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」では、国内の男女間における暴力の実態は次のとおりとなっている。

【調査概要】

- ・調査対象：全国 20 歳以上の男女、5,000 人
- ・調査時期：令和 2 年 11 月 28 日～12 月 20 日
- ・回収結果：有効回収数（率）3,438 人（68.8%）、女 1,803 人、男 1,635 人

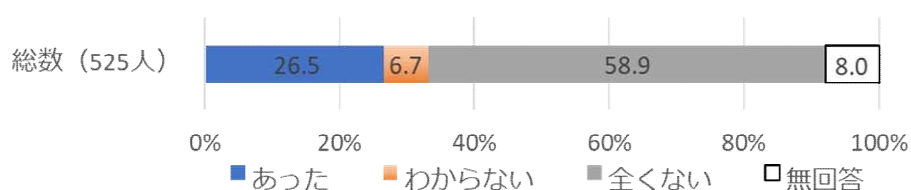
（1）配偶者からの被害経験

約 5 人に 1 人は配偶者から被害を受けたことがある。



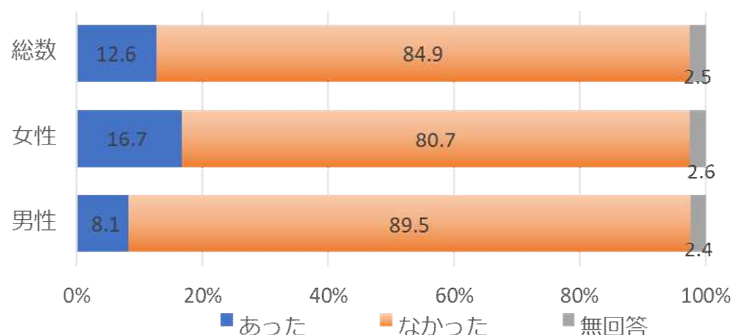
（2）子どもの被害経験

配偶者から暴力を受けたことがある人（582 人）のうち、子どもがいる人は 525 人であり、そのうち約 4 人に 1 人は、子どもも配偶者から被害を受けたことがある。



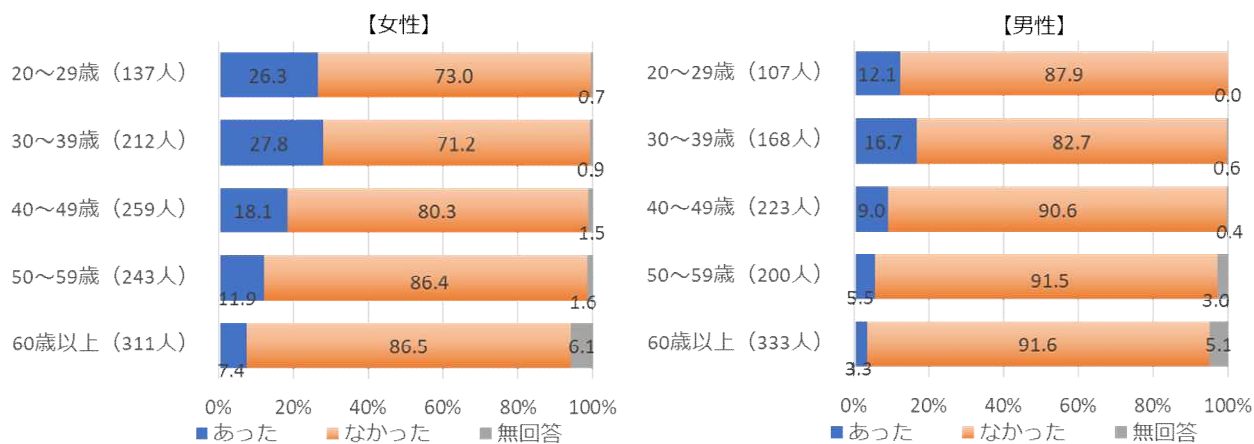
（3）交際相手からの被害経験

女性の約 5 人に 1 人、男性の 9 人に 1 人は交際相手から被害を受けたことがある。



(4) 交際相手からの性別・年齢別の被害経験の有無

性・年齢階級別にみると、女性では20～29歳から30～39歳で25%以上、男性では30～39歳で15%以上と被害経験が多くなっている。



3 DV防止法改正の状況

これまでのDV防止法の改正状況は、以下のとおり。

改正年	主な改正内容				
平成16年改正 公布日：平成16年6月2日 施行日：平成16年12月2日	定義の拡大 身体に対する暴力 これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を追加 保護命令制度の拡充 被害者の対象として元配偶者を追加、被害者の子どもへの対象拡大 国基本方針、都道府県基本計画策定の義務化				
平成19年改正 公布日：平成19年7月11日 施行日：平成20年1月11日	市町村の責務の拡充（努力義務化） 市町村基本計画の策定 市町村配偶者暴力相談支援センター業務の実施 保護命令制度の拡充 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令 電話等を禁止する保護命令 被害者の親族等への接近禁止命令 等 国基本方針における都道府県及び市町基本計画の役割の明確化 <table border="1" data-bbox="647 987 1353 1196" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 987 1002 1025">都道府県基本計画</th> <th data-bbox="1002 987 1353 1025">市町基本計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 1025 1002 1196"> <ul style="list-style-type: none"> ○被害者の支援における中核としての役割 ○一時保護等の適切な実施 ○市町村への支援 ○広域的な施策の実施 </td> <td data-bbox="1002 1025 1353 1196"> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な行政主体としての施策の推進 ○既存の福祉施策等の十分な活用 </td> </tr> </tbody> </table>	都道府県基本計画	市町基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の支援における中核としての役割 ○一時保護等の適切な実施 ○市町村への支援 ○広域的な施策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な行政主体としての施策の推進 ○既存の福祉施策等の十分な活用
都道府県基本計画	市町基本計画				
<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の支援における中核としての役割 ○一時保護等の適切な実施 ○市町村への支援 ○広域的な施策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な行政主体としての施策の推進 ○既存の福祉施策等の十分な活用 				
平成25年改正 公布日：平成25年7月3日 施行日：平成26年1月3日	対象者の拡大 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手方からの暴力及びその被害者に対して、法律を準用				
令和元年改正 公布日：令和元年6月26日 施行日：令和2年4月1日	児童虐待との連携の強化 相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化 保護の適用対象として被害者の同伴家族が明確化				
令和5年改正 公布日：令和5年5月19日 施行予定日：令和6年4月1日	保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、精神危害への対象拡大 「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加 国基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 被害者の自立支援のための施策を追加、国・地方公共団体・民間団体の連携・協力が必要的記載事項 協議会の法定化 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化				

4 第4期計画（R元～R5）における取組状況

第4期計画では、6つの目標に基づき取組を進めてきた。

（主な取組状況）

目 標		主な取組状況
目標1	DV防止に向けた啓発・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体によるDV防止出前講座・デートDV防止講座等の開催 ・県立男女共同参画センターにおけるセミナー開催、広報活動の実施 ・女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンの実施（毎年11月） ・DV防止啓発パンフレット等を活用した校内研修等の実施 ・公立学校管理職・担当教員等向け人権教育研修会の実施
目標2	市町のDV対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町における庁内DV対策に係る連携体制の整備に向けた支援【新たに7市町で整備（18市町 25市町）】 ・市町基本計画に基づく取組状況への適切な助言 ・市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化【新たに1市で開設（16市町 17市町）】 ・市町DV相談担当課長・係長会議の開催
目標3	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県立女性家庭センター、県立男女共同参画センター、県子ども家庭センター、県健康福祉事務所等県関係機関における相談の実施 ・スーパーバイズ等による相談員の対応力向上、心のケアの実施 ・外国人被害者向けリーフレットの改定、点字版リーフレットの作成 ・市町要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センター、DV所管課が参画（41市町） ・警察における「110番通報登録制度」の実施（H16～） ・県立女性家庭センター運営委員会の開催、入所者意見箱の設置
目標4	緊急時の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動実務の手引きの活用、医療関係者向け冊子の作成 ・一時保護所の運営、入所者への支援（カウンセリング、学習支援等） ・民間シェルター家賃補助の実施 ・警察における生活安全部と刑事部の連携強化による加害者の事件化及び被害者等の保護対策（一時避難場所の施設の使用に係る費用の補助、携帯型緊急通報装置の貸与等） ・市町に対し、支援措置に関する事務の適正な執行の徹底通知
目標5	自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所における生活支援、カウンセリングの実施 ・民間支援団体による地域生活への定着、自立に対する支援の実施 ・ステップハウスの運営（3戸設置） ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進等 ・婦人保護施設へのDV被害者の入所委託
目標6	専門人材の育成と関係機関との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体によるDV被害者支援ボランティア養成講座の開催 ・県立女性家庭センターによるDV被害支援者研修の実施 ・県立男女共同参画センターによる相談員等研修の実施 ・ひょうごDV被害者支援連絡会との意見交換の実施 ・ひょうごDV防止ネットワーク会議の開催（全県・9健康福祉事務所）

(数値目標)

目標	目標項目	目標値	令和5年度末 (見込み)
目標1 DV防止に向けた啓発・教育の推進	DV防止出前講座	10回/年	4回/年
	大学等での若年者向けDV啓発	20校/年	10校/年
目標2 市町のDV対策の促進	市内DV対策に係る連携体制の整備	全市町	25市町
	配偶者暴力相談支援センターの設置	30市町	17市町
	婦人相談員の設置	29市(全市)	19市
目標3 相談体制の充実	市町へのスーパーバイズ講習	15回/年	4回/年
	要保護児童対策地域協議会への参画	全市町	全市町
目標4 緊急時の安全確保	緊急一時保護委託施設	40か所	29か所
	民間シェルターの活動支援	6か所	1か所
目標5 自立支援の推進	就職支援を受けたDV被害者の就職率	100%	100%
	住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、DV被害者等)向け賃貸住宅の登録数	7千戸 (最終年:2025年)	29,847戸
目標6 専門人材の育成と関係機関との連携強化等	DV被害支援者向け研修	15回/年	4回/年
	市町へのスーパーバイズ講習【再掲】	15回/年【再掲】	4回/年【再掲】

5 計画改定に際しての課題

第4期計画の取組状況を検証した結果、計画改定に際しての主な課題は次のとおりである。

(1) DV防止に向けた啓発・教育の推進

県立男女共同参画センター等における県民へのDV防止に向けた啓発や大学等におけるDV防止出前講座の実施、児童生徒・保護者・教職員に対する教育・啓発の推進を図ってきたところであるが、インターネットやSNS等を活用した周知が不十分である。

また、DV被害の拡大防止のためには若年層への周知が必要であることから、若年層向けの広報やDV教育充実に向けた実効性のある方策等が必要である。

なお、実施に当たっては多忙な教育現場の負担増にならない取組の検討が求められる。

(2) 市町のDV対策の促進

全市町において基本計画に基づき取組が進められているところであるが、庁内関係部署の連携強化、関係職員のスキルアップ等に取り組む必要がある。

また、市町配偶者暴力相談支援センターを設置することにより、身近な地域での相談窓口として、潜在的な被害者への周知にも繋がることから、未設置の24市町への設置支援に引き続き取り組む必要がある。

なお、10市が婦人相談員（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）施行後は「女性相談支援員」）を設置できていない（町は売春防止法上、婦人相談員の配置に関する規定がない）。困難女性支援法施行後、市町への配置が努力義務となることから、婦人相談員の配置に向けた支援も必要である。

(3) 相談体制の充実

県立女性家庭センターをはじめとする関係機関における相談機能の充実に取り組むとともに、市町配偶者暴力相談支援センター等相談員の被害者支援対応スキルの向上に取り組む必要がある。

また、若年層を念頭にSNS等での相談実施を検討する必要がある。

外国人支援施策、障害者施策、高齢者施策の活用を図りながら、適切な支援を実施するとともに、一時保護した同伴児童への心理的ケアや学習支援等にも取り組む必要がある。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生が、相談実績にも影響したため、5類移行後の動向に注視が必要である。

(4) 緊急時の安全確保

民生委員・児童委員、医療関係者に対して通報等の必要性の周知徹底を図るとともに、安全確保のため適切に一時保護を行う必要がある。

被害者の避難先については、被害者の避難場所が加害者に特定されないよう、複数の避難先を確保する必要がある。今後も一時保護委託施設や民間シェルターの確保に努める必要がある。

(5) 自立支援の推進

自立に向けた母子生活支援施設、婦人保護施設（困難女性支援法施行後は「女性自立支援施設」）への入所措置、生活支援、就労支援に取り組むとともに、公営住宅における優先入居制度の促進、適切な住宅情報の提供及び今後の支援のあり方の検討等に取り組む必要がある。取組に当たっては、都市部のみでなく、遠方の支援者への対応も検討していく必要がある。

また、一時保護所や施設等を退所した後の自立に取り組むDV被害者等が孤立しないよう、必要なときに施設等に相談に来ることができる環境整備や、施設等自らが、退所者への切れ目のない継続した支援にも取り組む必要がある。

(6) 専門人材の育成と関係機関との連携強化等

令和5年9月に改正された国の基本方針において、関係機関や民間団体との連携・協力に関する内容が追加され、関係機関等から構成されるDV防止及び被害者の保護に関する協議会が法定化されることとなった。

今後、ひょうごDV防止ネットワーク会議を始めとする関係機関等との協議の場の体制整備や、民間団体とのネットワーク構築に取り組む必要がある。

また、民間支援団体を中心に被害者支援に携わる人材が不足しており、人材の育成を図る必要がある。

第3章 計画体系

目標	今後の主な施策内容	数値(成果)目標
目標1 DV防止に向けた啓発・教育の推進	インターネットやSNS等を活用したDV防止に向けた広報の充実 (拡)デートDV講座の拡充など、若年層向け啓発の促進 DV防止、人権、男女共同参画等に関する教育の推進 (新)改正DV防止法施行に関する周知(保護命令制度の拡大) 法務局・裁判所、市町と連携	DV防止出前講座：10回/年 学生(大学・専門学校・高校等)向けDV啓発：35校/年
目標2 市町のDV対策の促進	市町における庁内DV対策に係る連携体制の整備に向けた支援 DV関係課室職員の被害者支援対応スキルの向上 DV相談アドバイザー等による、DV関係部署における対応困難事例に対する技術的助言や、市町職員向け研修等を実施 市町基本計画に基づく取組状況への適切な助言 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化	庁内DV対策に係る連携体制の整備：全市町 配偶者暴力相談支援センターの設置市町：全市町 女性相談支援員の設置：全市町
目標3 相談体制の充実	(新)SNS等を活用した相談体制の構築 (新)困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築 県立女性家庭センターの市町DV相談窓口への支援 ・専門的知識や技術等を必要とする事案への助言 ・スーパーバイズ等による相談員の対応力向上、心のケアの実施 県立男女共同参画センター、児童相談所等との連携強化 外国人、障害者、高齢者に対する支援施策を活用した適切な支援	市町へのスーパーバイズ：50件/年 女性相談支援員の設置：全市町【再掲】
目標4 緊急時の安全確保	民生委員・児童委員、医療関係者等に対するDV被害情報の通報等の周知徹底 県立女性家庭センターと市町相談員の適切な連携による一時保護の実施 民間シェルターへの活動支援、新規シェルター開設支援 関係機関等における被害者情報の適切な管理に関する研修等を活用した周知の徹底	緊急一時保護委託施設：40か所 民間シェルターの活動支援：6か所
目標5 自立支援の推進	(拡)県立女性家庭センター等による被害者・施設入所者等への医学的、心理的ケアの充実 弁護士による法律相談 (拡)同伴児童に対する支援の充実 公共職業能力開発施設における職業訓練の実施 県立男女共同参画センターにおける再就業等の支援 母子・父子自立支援員等の対応力向上による就労支援の充実 施設退所者等自立に取り組む被害者が孤立しないよう継続した支援の実施	県立女性家庭センターにおける法律相談：150件 同 医学相談：30件 自立に向けた支援：80人 セーフティネット住宅の供給目標：3万戸(令和12年度)
目標6 関係機関・民間団体との連携強化	(新)「関係機関等から構成されるDV防止及び被害者の保護に関する市町協議会」の設置推進 民間支援団体等との定期的な意見交換などによる連携の強化	市町協議会の設置：全市町
目標7 専門人材の育成等、変化する社会への対応	県立女性家庭センターの相談・一時保護機能及び市町支援体制の強化 県立女性家庭センターに「DV相談アドバイザー」を配置し、施策推進体制を強化 研修内容の充実等によるDV被害者支援に携わる相談員等の専門性・資質の向上 (拡)改正DV防止法施行(保護命令制度の拡大)への対応 社会情勢の変化や、外国人・性的マイノリティ等、被害者の多様性等に伴う新たな課題への適切な対応	DV被害者支援者向け研修：15回/年 市町へのスーパーバイズ：50件/年【再掲】

第2部 各論

第4章 具体的施策の展開

目標1 DV防止に向けた啓発・教育の推進

DV被害者からの相談件数は年々増加しており、被害者への対策だけでは十分ではなく、県民に対して暴力を未然に防ぐための働きかけが不可欠である。

また、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を県民一人ひとりが共有し、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を目指していくことが必要である。

1. 県民への啓発の推進

【現状】

- ・ NPOとの協働によるDV防止出前講座の実施
(実施状況)

	H30	R元	R2	R3	R4
実施団体・講座数	3団体 4講座	3団体 4講座	3団体 4講座	3団体 4講座	3団体 4講座

- ・ NPOとの協働による大学生等に対するデートDV防止等出前講座の実施
(実施状況)

	H30	R元	R2	R3	R4
実施団体・講座数	1団体 10講座	1団体 10講座	1団体 10講座	1団体 10講座	1団体 10講座

- ・ 「ひょうご男女共同参画ニュース」の発行によるDV防止啓発の実施
- ・ 男女共同参画推進員との連携による各地域でのDV防止啓発の実施
- ・ 県立男女共同参画センターにおける男女共同参画セミナーの実施
- ・ 人権総合情報誌「きずな」によるDV防止啓発の実施
- ・ 特定職種従事者研修の開催（教職員、警察職員、医療関係従事者、福祉業務従事者等）によるDV防止啓発の実施
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動（11月）キャンペーンの実施

【課題】

- ・ 県民に対して啓発・広報を行う際は、関係課室が相互に連携しながら、より効果の高い方法や内容により行う必要があるが、インターネットやSNS等を活用した周知が不十分である。
- ・ 若年層に対して配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供するなど、若年層への啓発効果をあげる取組の拡充が必要である。

【今後の取組】 以下括弧内は取組主体

インターネットやSNS等を活用したDV防止に向けた広報の充実等

- ・ 啓発広報を行う際は、より広報利用者の視点に立った資料作成に努めるとともに、庁内だけでなく関係機関や民間支援団体と相互に連携しながら、インターネットやSNS等多様な媒体を活用して実施する。(県、市町、関係機関、民間支援団体)
- ・ 県民向けリーフレットの作成・配布や広報媒体を積極的に活用して、県民に対するDV防止啓発の充実を図るとともに、女性に対する暴力をなくす運動期間(毎年11月12日～11月25日)を中心として各種キャンペーン事業に取り組む。(県、市町、民間支援団体)
- ・ 加害者向け支援策に関する取組については、先進自治体の施策内容を調査・研究していく。(県)

地域や職域等におけるDV防止出前講座の実施

- ・ 県民に密着した場でのきめ細かな啓発・広報を行うため、地域や職域等におけるDV防止出前講座をさらに実施する。
- ・ 県、市町における職場研修や企業、労働組合で活躍する男女共同参画推進員によるDV防止に向けた職場での啓発の推進に努める。(県、市町、企業)

デートDV相談の充実など、デートDV防止に向けた取組の推進

- ・ 若年層向けのDV防止講座(デートDVを含む。)を大学生だけでなく中高生等にも実施するなど、若年層へのDV防止に向けた啓発の拡充に努める。(大学等)
- ・ デートDV相談の充実など、デートDV防止に向けた取組を強化する。(県、民間支援団体)

改正DV防止法施行に伴う制度周知

- ・ DV防止法の改正により、保護命令制度が新しくなったことについて、関係機関と連携して県民へ周知する。(県、市町、関係機関)

2. DV防止に向けた教育の推進

【現状】

- ・ 中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット等を活用した校内研修等の実施、活用状況に関する実施状況の実施
- ・ 「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」(改訂版)の活用
- ・ DV防止に関する研修内容や指導方法の改善
- ・ 公立小・中・高等学校等の教職員等に対する人権教育研修の実施

【課題】

- ・ D V防止教育の充実に向け、教育現場の実状を把握した上で、出前講座の開催や研修講師の派遣など実効性のある方策を検討する必要がある。
- ・ 多忙な教育現場の負担増にならない取組の検討が必要である。

【今後の取組】

D V教育資材を活用した児童生徒・保護者へのD V防止教育の推進

- ・ 多忙な教育現場の負担増への配慮をしつつ、公立学校における教育活動の中で児童生徒の発達段階を踏まえて、D V防止に向けた教育を推進するとともに、県教育委員会が作成したD V防止啓発資料などを活用した保護者への理解を促進する。
- ・ 中学・高校生向けD V防止啓発パンフレット等を県ホームページに掲載するなど、広く情報発信を行う。
- ・ D V防止啓発資料等の活用状況について引き続き全校調査を行う。(県教育委員会、市町教育委員会)

出前講座や外部講師を活用した教職員研修、校内研修の実施

- ・ 教員自らがD Vに関する正しい理解の促進を図り、児童生徒への適切な指導を行うため、県教育委員会が作成したD V防止啓発資料等を活用するとともに、D V防止に関する研修内容や方法について改善に努める。
- ・ 教職員研修、校内研修、県が実施する保育所職員への研修等の実施にあたっては、被害児童の個々の状況に応じた対応スキルの向上を図るため、出前講座や外部講師を活用するなど実効性のある研修実施に努める。
- ・ 教育現場の負担増にならないような、教職員研修や生徒向け出前講座等の実施を引き続き検討する。(県、県教育委員会、市町教育委員会)

目標2 市町のDV対策の促進

DV被害者からの相談件数が年々増加している中、市町は、身近な行政主体として既存の福祉施策等を活用しながら啓発等によるDV防止から自立支援までの切れ目のない支援を行う重要な役割を担っている。

このため、被害者等への各般の施策を推進するための基本計画に基づく取組の推進や、被害者等の支援を行う上で中心的な役割を果たす配偶者暴力相談支援センターの設置など、市町における積極的な取組が不可欠である。

特に市町においては、県と役割分担を図りながら、緊密に連携して被害者支援に取り組んでいくことが必要である。

県の主な役割	市町の主な役割
1. 県民等へのDV防止啓発等の実施 2. 県立女性家庭センターでのDV専門相談をはじめ県関係機関における全県を対象としたDV相談の実施 3. 一時保護及び一時保護委託の適切な実施 4. 市町配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関で被害者支援に従事している職員等への研修や技術的助言の実施	1. 身近な行政主体として基本計画を策定し、啓発等によるDV防止から自立支援までの切れ目のない施策を実施 2. 配偶者暴力相談支援センターを設置し、既存の福祉施策等を十分活用した身近な相談窓口として継続的な被害者支援を実施

1. 市町庁内連携体制の整備推進

【現状】

- ・ 基本計画の策定状況（県内全市町で基本計画を策定済）
- ・ 市町DV基本計画に基づく取組の実施について、市町へ要請
- ・ 市町におけるDV対策取組状況等の調査、情報提供
- ・ 庁内DV対策連携会議^{()⁸}の設置状況
25市町で設置（令和5年6月時点）

（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、加東市、多可町、福崎町、香美町）

- ・ 「庁内DV対策連携会議設置・運営の手引き」の運用

【課題】

- ・ DV被害者支援には庁内の様々な部署の連携・情報共有が必要であるが、庁内連携会議の体制整備が進んでおらず、体制整備を推進していく必要がある。

^{()⁸} 住宅や生活費の確保、就業機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を抱えるDV被害者支援に組織的に対応していくため、本計画において市町に設置を求めている自治体内の関係部門の担当者による連携会議。

- ・ 市町において、基本計画に基づく施策を実施する際や計画を改定する際に、P D C Aサイクルの手法を踏まえ、適切なフォローを実施する必要がある。

【今後の取組】

市町における庁内DV対策に係る連携体制の整備に向けた支援

- ・ 未設置市町に対する個別調査やヒアリングを実施した上で設置のための方策を検討し、支援内容に応じた庁内関係部署との協力・連携体制の整備を促す。(県)
市町基本計画の実施に当たっての支援
- ・ 市町で策定した基本計画に基づき、被害者への相談から自立支援までの各般の施策を推進する。(市町)
また、市町の基本計画に基づく取組状況について、適切な助言を行う。(県)

2. 市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び相談体制充実への支援

【現状】

- ・ 市町配偶者暴力相談支援センターの設置状況
17市町で設置(令和5年6月時点)

() 開設年度別市町配偶者暴力相談支援センター設置状況

年度	~平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	令和 元年度~
市町名	神戸市 伊丹市	芦屋市 宝塚市	西宮市 猪名川町 加古川市 姫路市	尼崎市 三木市	明石市 加西市	三田市	川西市 小野市	加東市	丹波市
設置市町計	2市町	4市町	8市町	10市町	12市町	13市町	15市町	16市町	17市町

- ・ 個別に市町幹部を訪問し、配偶者暴力相談支援センター開設を要請
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの早期設置について、市町へ要請
各会議において要請(「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引」を配布)
- ・ 市町配偶者暴力相談支援センターにおける取組状況等の調査、情報提供
- ・ 単独での配暴センター設置が難しい小規模な市町におけるセンター設置のあり方について、国に検討要望
- ・ 配偶者暴力相談支援センター設置時の相談対応、技術的助言(随時)
- ・ 女性相談支援員(旧婦人相談員)の設置状況
19市が配置済み(令和5年4月時点)
(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波市、淡路市、宍粟市、加東市)

【課題】

- ・ DV防止法で市町における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されているが、市町配偶者暴力相談支援センターの設置市町が17市町に止まっている。
- ・ 身近な地域での相談窓口の充実により、潜在的な被害者への支援が必要である。
- ・ 単独での配偶者暴力相談支援センターの設置が難しい小規模な市町における相談体制について、検討する必要がある。
- ・ 関係課室職員の被害者支援対応スキルを向上させる取組が必要である。
- ・ 10市が女性相談支援員を設置できていない(町は売春防止法上配置に関する規定なし)。困難女性支援法施行後、市町への配置が努力義務となることから、女性相談支援員の配置に向けた支援も必要である。

【今後の取組】

市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化

- ・ 市町において、配偶者暴力相談支援センターを早期に設置し、相談支援や一時保護後に地域で生活を始めた被害者に対する適切な支援が行える体制を整備するとともに、新たに同センターを中心に関係機関で構成するDV対策の協議会等を設置し、相互の連携体制についても整備を行うことにより、被害者支援のワンストップ・サービスの構築を目指す。
- ・ 特に、13市の未設置市に対する個別ヒアリングを実施し、設置に向けた働きかけ、技術的助言を積極的に行う。(県)
- ・ 単独での配偶者暴力相談支援センター設置が難しい小規模な市町については、近隣市町での共同設置など、センター設置のあり方について、引き続き国に検討要望していく。(県)
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの設置に当たっては、「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引き」(平成25年4月、内閣府男女共同参画局作成)を有効に活用する。(市町)
- ・ 各市町において、円滑な業務遂行のため、女性相談支援員の適正配置の推進や、相談対応スキル向上のために必要な研修の実施、困難事案に対する技術的助言を行う。(県)

(参考) 都道府県と市町の配偶者暴力相談支援センターの主な役割分担

	県	市町
意義	都道府県における対策の中核	身近な行政主体における支援の窓口
役割	一時保護 処遇の難しい事案への対応 専門的・広域的な対応 市町への支援 職務関係者の研修等広域的な施策	身近な相談窓口の設置、基本情報の提供 緊急時における安全確保 地域生活における関係機関との連絡調整 継続的な自立支援

(備考) 「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引き」(平成25年4月、内閣府男女共同参画局作成)から抜粋

未設置市町における相談体制の整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センター未設置市町においては、DV所管課や女性問題等相談窓口、母子・父子自立支援員^{()⁹}(市のみ)において、適切な相談支援ができるよう体制を整備する。(市町)
 - ・ 母子・父子自立支援員の配置がない町や、事情により在住市町での相談が困難な被害者が相談できるよう、県健康福祉事務所をはじめ県関係機関における相談体制を整備し、相互の連携を図りながら、相談機能の強化に取り組む。(県)
- DV関係課室職員の被害者支援対応スキルの向上
- ・ DV相談アドバイザー等による、DV関係部署における対応困難事例に対する技術的助言や、市町職員向け研修等を実施する等、市町職員のスキル向上に努める。(県)

3. 被害者支援に係る広域調整の充実

【現状】

- ・ 一時保護所において、入所中の被害者が、退所後安心して生活を送れるよう、関係市町等と住宅確保などの必要な生活支援等に係る調整を実施
- ・ 県内の配偶者暴力相談支援センターにおける困難事例等の検討や意見交換を行う連絡会の開催
- ・ 県内各市町のDV担当課長・係長会議の開催

【課題】

- ・ 被害者が居住地を移動する際に県と市町、市町相互が緊密な連携を図り、被害者を支援していく必要がある。
- ・ 困難事例等の検討や意見交換を行う際は、配偶者暴力相談支援センターを設置している市町だけでなく、その他の市町の参画も必要である。

【今後の取組】

被害者支援に係る広域調整の充実

- ・ 県と市町、市町相互が緊密に連携して被害者支援が行われるよう、県・市町会議の場を活用し、必要に応じて適宜、困難事例の検討や意見交換を行うなど、被害者支援に係る広域調整の一層の充実を図る。(県、市町)

DV被害者の居所移動に伴う県内自治体間のルール作りの検討

- ・ DV被害者が県内自治体間で居所移動した際に、自治体間で情報提供・共有を図る統一的な取扱いについて、県・市町間で引き続き検討・調整を行う。(県、市町)

^{()⁹} 配偶者のない者で児童を扶養しているもの及び寡婦の生活の安定と向上のため、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条の規定により県(町域のみ)・市が配置している支援員。

目標3 相談体制の充実

被害者からの相談は、県立女性家庭センターをはじめ、県立男女共同参画センター、県健康福祉事務所、県子ども家庭センター、警察、市町など多様な行政機関で実施しており、また、民間支援団体においても積極的な相談活動を展開している。

しかし、被害者からの相談は年々増加しており、市町における配偶者暴力相談支援センターの設置など、身近な相談窓口の体制強化を図ることが課題である。

また、被害者は、身の安全の確保の問題をはじめ、自立に向けた就労の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の問題を同時に抱えており、その課題解決には関係機関が複数にわたることから、県関係機関、警察、市町、民間支援団体等の関係機関が連携しながら、被害者が安心できる相談支援を行っていく必要がある。

その際、被害者の国籍、障害の有無等を問わず、その人権を尊重し、それらの被害者の立場に配慮して行う必要がある。

1. 県の相談体制の充実

(1) 県立女性家庭センター（県配偶者暴力相談支援センター）

【現状】

- ・ 「悩みのほっとライン」(078-732-7700)を設置し、電話相談の受付を毎日9時から21時まで実施

(DVに関する電話・来所相談等の状況) (単位:件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
電話相談	484	675	708	582	567
来所相談等	115	101	108	102	80
計	599	776	816	684	647

- ・ DV法律相談員（女性弁護士）による法律相談の実施

(法律相談の状況) (単位:件)

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
168	178	258	214	143

- ・ 一時保護所等への通訳者派遣事業の実施

(通訳派遣の状況) (単位:件)

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
23	9	6	18	6

29年度は38件

- ・ 電話相談対応職員への研修の実施
- ・ 県における配偶者暴力相談支援センターのあり方の検討

【課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、女性家庭センターは令和2年度に相談件数がピークとなった。コロナの5類移行後の動向に注視が必要である。
- ・ 近年、外国人や障害者・高齢者等の相談者が増え（外国人はコロナの影響もあり、減少）相談内容も深刻で複合的な課題を抱えたケースが多いため、専門職の配置等相談体制の充実が求められている。
- ・ 男性や性的マイノリティのDV被害者について具体的な支援策、相談先が限られている。
- ・ 市町DV相談窓口（配偶者暴力相談支援センター等）から助言を求められた場合に的確に支援することが必要である。
- ・ 若年層向けにメールやSNSを使った相談受付体制について検討する必要がある。
- ・ 県立女性家庭センター以外の県関係機関で被害者が面接相談できる体制について検討する必要がある。

【今後の取組】

県立女性家庭センターの体制強化

- ・ 困難ケースに的確に対応できるよう専門職の相談体制の充実を図る。（県）
- ・ DV相談アドバイザーを引き続き配置し、市町への技術的助言等を実施する。（県）
- ・ 警察を含めた県関係機関と県立女性家庭センターが引き続き連携を強化し、被害者支援に取り組んでいく。（県）

市町DV相談窓口（配偶者暴力相談支援センター等）への支援

- ・ 市町DV相談員等への研修の実施、専門的知識や技術等を必要とする事案への技術的助言を行うなど、配偶者暴力相談支援センターの中核的な機能を強化する。（県）
- ・ 市町配偶者暴力相談支援センター相談員等に対するスーパーバイズやマンツーマン指導の実施等による相談員の対応力向上、あわせて相談員の心のケアや各相談機関の相談体制充実に向けた支援を行う。（県）

メールやSNSによる相談の検討ほか相談体制の充実

- ・ 若年層に対する相談受付体制の充実のため、メールやSNSを使った相談受付体制の整備を進める。（県）
- ・ 関係機関や民間支援団体ごとに提供している被害者支援に関する情報を整理し、DV被害者支援と密接的に関わりのある困難な問題を抱える女性への支援も含めたプラットフォームを構築していく。（県）

(2) 県関係機関等

【現状】

- ・ 被害者の状況に応じて適切な相談を実施するとともに、ひょうごDV防止ネットワーク会議等を通じた県関係機関と市町が連携した支援を実施
- ・ 県立男女共同参画センターにおける「女性のためのなやみ相談」の実施(月～土曜、電話・面接相談)
- ・ 県立男女共同参画センターにおける「男性のための相談」の実施(毎月第1・3火曜、電話相談)
- ・ 県立男女共同参画センターにおける「女性のための就活サポート相談」の実施(週1回、面接相談)
- ・ 県健康福祉事務所の母子・父子自立支援員の配置によるDV相談の実施
- ・ 県子ども家庭センターの親子関係支援員^{()10}による相談の実施
- ・ NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうごにおける相談の実施(月曜～金曜(祝日・年末年始を除く))
- ・ 「兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口」における相談の実施及び支援の調整(月曜～金曜(祝日・年末年始を除く))
- ・ ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」における相談の実施(月曜～金曜(祝日・年末年始を除く))
- ・ 県こころのケアセンター^{()11}による相談・診療等
- ・ 思春期ピアサポートルームの開設
- ・ 予期せぬ妊娠など、妊娠に悩む者への相談窓口「予期せぬ妊娠SOS相談事業^{()12}」

(県関係機関における相談件数)

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
県立男女共同参画センター	722	536	466	596	556
その他関係機関 (県子ども家庭センター、健康福祉事務所等)	1,664	2,090	2,002	2,270	2,157

【課題】

- ・ 配偶者暴力相談支援センター未設置市町や、事情により在住市町での相談が困難な被害者が相談できるよう、県関係機関における相談機能の充実を図る必要がある。

()¹⁰ 児童相談所に配置している、被虐待児童及びその家族への家族療法的指導、虐待をした親等への支援計画立案、家族再統合に向けた関係機関との調整等を行う会計年度任用職員。

()¹¹ 「こころのケア」に関する調査研究、人材育成・研修、相談・診療、情報の収集発信・普及啓発、連携・交流など、多様な機能を有する拠点施設として平成16年に兵庫県が開設した施設。

()¹² 思いがけず妊娠したことにとまどっている妊婦やパートナー等に対して、助産師等が電話やメール、SNS等により相談に応じ、妊娠や出産に関する正しい情報を伝えたり、適切な支援サービスを紹介する相談窓口。

【今後の取組】

県関係機関と県立女性家庭センター等との連携強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センター未設置市町や、事情により在住市町での相談が困難な被害者が相談できるよう、県健康福祉事務所の母子・父子自立支援員、県こども家庭センターの親子関係支援員等のDV担当者としての役割を明確にし、具体的なケーススタディを基にした実践的な研修などを通じて、ノウハウが蓄積できるよう研修内容を充実させるとともに、県立女性家庭センターや県立男女共同参画センターとの連携を強化し、相談機能の充実を図る。(県)
- ・ DVと児童虐待は両者が一体となって発生するなど関連性が認められる事例が多いことから、県立女性家庭センターをはじめとする配偶者暴力相談支援センターと県こども家庭センター等が、個々の事案について情報を共有し、相互に連携の上、取り組む。(県)
- ・ 同伴児童へのケア、処遇等については、「女性家庭センターにおける児童虐待ケース検討会議開催要領」等に基づき、県こども家庭センターと連携して取り組む。(県)

(3) 警察

【現状】

- ・ 警察が執り得る各種措置を被害者に教示(緊急時に110番通報すべき旨など必要な自衛措置に関する助言や保護命令制度等の行政措置の説明、関係機関等の案内、加害者に対する事件化・指導など)
- ・ 110番するだけで被害者等と認知されパトカーなどへの速やかな指令が行える「110番通報登録制度」の実施等
- ・ 警察本部に「ストーカー・DV相談電話」(078-371-7830)を設置し、電話相談の受付を24時間体制で実施
- ・ 援助の申出があった場合の国家公安委員会規則で定める適切な援助措置の実施
- ・ 被害者に対してDVの危険性等を教示し、被害の届出など適切な判断をとれるように「意思決定支援手続」を実施

(警察におけるDV事案の認知件数) 件数は1~12月の累計 (単位:件)

平成30年	令和元年	2年	3年	4年
3,453	3,465	3,617	3,631	3,783

【課題】

- ・ 被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙や指導警告を行うなど加害行為の防止を図る一方、被害者に対しては、DV被害を防止するための助言を行うなどの支援を行っているが、被害者への支援制度について周知を図る必要がある。

【今後の取組】

被害者への適切な援助の実施

- ・ 警察が被害者からの相談を受けた場合は、関係機関の情報や警察署等の援助制度、保護命令制度、被害届についての助言等、被害防止に向けた必要な情報提供を適切に行う。（警察）

2．市町の相談体制の充実

【今後の取組】

市町庁内連携体制の整備推進【再掲】(20頁)

市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び相談体制充実への支援【再掲】(21頁)

被害者支援に係る広域調整の充実【再掲】(23頁)

3．外国人や障害者、高齢者、その他配慮が必要な被害者に対する支援

【現状】

- ・ ひょうご多文化共生総合相談センター（対応言語：英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語等11言語）における外国人への生活相談・法律相談の実施
- ・ NGO等と連携した外国人県民相談活動事業
- ・ 県立女性家庭センターにおける外国人被害者への通訳派遣事業の実施
- ・ 外国人被害者向けリーフレットの作成・配布（10か国語）
- ・ 県立女性家庭センターによる外国人DV被害者等支援通訳者養成研修の実施
- ・ GONGO相談員会議（外国人の生活相談員の情報交換の場）への県立女性家庭センターの参加
- ・ 点字版リーフレットの作成
- ・ 市町障害者虐待防止センター等における障害者虐待通報又は届出の受理
- ・ 市町障害者虐待防止センター等職員向け研修の実施
- ・ 一時保護所及び一時保護委託施設における高齢者・障害者の一時保護の実施
- ・ 高齢者虐待対応力向上研修の実施
- ・ 高齢者権利擁護相談窓口の設置

【課題】

- ・ 外国人や障害者・高齢者に、被害者支援に関する制度等について適切に情報提供していく必要がある。
- ・ 新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴う、外国人の流入による被害者の増加が見込まれる。
- ・ 外国人被害者が母語で被害者支援に関する制度等を理解できるよう、母語通訳による情報提供が必要である。

- ・ 現在、県立女性家庭センターでは外国人被害者への通訳派遣が行われているが、母子生活支援施設や婦人保護施設、その他の相談機関等においても通訳派遣を検討する必要がある。
- ・ 障害者・高齢者に対する支援については、障害者虐待防止施策や高齢者虐待防止施策及び関係機関と連携した取組が必要である。
- ・ 男性や性的マイノリティのDV被害者について具体的な支援策、相談先が限られている。

【今後の取組】

外国人や障害者・高齢者への情報提供の充実

- ・ 多言語による外国人被害者向けリーフレットや、障害者・高齢者に配慮したリーフレット等により、外国人や障害者・高齢者に配慮したきめ細やかな情報提供を実施する。(県、市町、民間支援団体)

外国人や障害者への人権の尊重

- ・ DV防止法第23条において、職務関係者は、被害者の障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことから、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など、被害者の立場に配慮した支援に心がける。
- ・ 日本在住の外国人被害者についても、国籍、在留資格の有無を問わず、支援の対象者に当然含まれているため、適切な対応に取り組んでいく。(県、市町、関係機関、民間支援団体)

民間支援団体との連携による外国人被害者への通訳派遣事業の充実

- ・ DV防止の専門的な知識を持った母語通訳による外国人被害者へのきめ細かな相談・支援を充実する。(県、市町)
- ・ 県立女性家庭センター以外の施設においても、外国人被害者への通訳派遣先の充実に努める。(県)

障害者に対する支援

- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に基づく障害者虐待防止施策との連携を図ることとし、市町障害者虐待防止センターに寄せられた障害者虐待対応の中で受けたDV相談については、配偶者暴力相談支援センター等関係機関に情報提供を行うなど、関係機関と連携した取組を進める。(県、市町)

高齢者に対する支援

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づく高齢者虐待防止施策との連携を図ることとし、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(令和5年3月改

訂)』に基づき、介護サービス従事者等を対象に高齢者虐待の知識や対応方法に関する研修の実施や専門的な対応が必要とされる場合に備えて、市町域において、警察、医療、福祉、法律関係者等とネットワーク化が図られるよう情報提供等を行うなどの取組を進める。(県、市町)

その他配慮が必要な被害者に対する支援

- ・ 配慮が必要なDV被害者に対しても、適切な支援を受けることができるように努める。(県、市町、関係機関、民間支援団体)

4. 被害者の子どもに対するケアの充実

【現状】

- ・ 市町におけるDV対策取組状況等の調査、情報提供【再掲】
市町DV担当課(配暴センター)の要保護児童対策地域協議会^{()¹³への構成機関として参加等：41市町/41市町}
- ・ 「女性家庭センターにおける児童虐待ケース検討会議開催要領」(こども家庭センターとの連携)(H29.5策定)の運用】
- ・ 一時保護所における同伴児童対応指導員による生活支援の実施
- ・ 一時保護所における被害者の同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援の実施
- ・ 民間シェルター^{()¹⁴に入所中の被害者や同伴児童を対象にしたカウンセリング、外出サポート及び同伴児童の保育の実施}

【課題】

- ・ 被害者の子どもへのケアを充実させる必要がある(子ども自身へのケア、心的外傷のある被害者がケアを受ける際の居場所確保、子どもの学習支援)
- ・ 被害者の子どもに対するケアを充実するため、県立女性家庭センターとこども家庭センター等の関係機関との連携を強化する必要がある。

【今後の取組】

市町要保護児童対策地域協議会の活用

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条第4号では、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、「児童虐待」であるとされている。

()¹³ 要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うため、児童福祉法第25条の2に基づき設置された協議会。

()¹⁴ 民間団体によって運営されている被害者が緊急一時的に避難できる施設。

また、DVと児童虐待は両者が一体となって発生するなど関連性が認められる事例が多いことから、県内全市町の配偶者暴力相談支援センターまたはDV所管課が、児童福祉法に基づく市町要保護児童対策地域協議会に参画し、被害者と子どもの適切な保護ができるよう、連携強化を図る。(市町)

県関係機関と県立女性家庭センター等との連携強化【再掲】(26頁)

被害者の子どもへのケアの実施

- ・ 一時保護期間中、被害者の子どもは通学が制限されることから、適切な学習が受けられるよう支援していく。(県)
- ・ 被害者の子どもも心的外傷を受けている可能性があることから、こども家庭センター等と連携のうえ心理的ケアを充実させる。(県)
- ・ 被害者が心的外傷等により子どもに適切な養育を行うことが困難な場合、子育て短期支援事業等、社会的養育の支援を有効活用する。(市町)

5. 苦情への適切かつ迅速な対応

【現状】

- ・ 県関係機関、市町、被害者支援を行う社会福祉施設において被害者からの苦情に対し適切に対応
- ・ 県立女性家庭センターに外部の有識者等で構成する運営委員会を設置し、運営上の課題、被害者から申出のあった提案や苦情への対応について、助言を受けるなど被害者からの提案や苦情への適切な対応
- ・ 県民からの県政に対する意見・提案・要望・苦情・照会・相談等に対して面談・電話・手紙・メール・ファックス等により適切に対応するとともに、把握した県民ニーズを、県施策の形成や推進に反映する広聴制度(さわやか提案箱)の実施
- ・ DVなど人権が侵害された場合の申出や、男女共同参画に関する申出(県の施策についての提案等)に、学識経験者、経営者団体代表、弁護士の3人で構成する申出処理委員が公平・中立な立場で対応する県男女共同参画申出処理制度の実施

【今後の取組】

県立女性家庭センターの運営委員会における被害者からの提案等への対応

- ・ 県立女性家庭センターに設置している外部の有識者等で構成する運営委員会において、運営上の課題、被害者から申出のあった提案や苦情への対応について、助言を受けるなど、被害者からの提案や苦情に対し適切に対応する。(県)

県の広聴制度等による提案や苦情への対応

- ・ 県関係機関、市町等において、被害者から申出のあった提案・苦情について適

切に対応する。(県、市町、関係施設)

- ・ 県の広聴制度や男女共同参画申出処理制度が積極的に利用されるよう制度周知を行うなど、被害者からの提案・苦情への対応の充実を図る。(県)

6. 潜在的な被害者への対応

【現状】

- ・ 市内DV対策連携会議の設置状況【再掲】(20頁)
- ・ 市町配偶者暴力相談支援センターの設置状況【再掲】(21頁)

【課題】

- ・ 被害者の早期発見に繋げるための、潜在的な被害者の掘り起こし(身近な地域での相談窓口の設置促進、DV広報啓発)が必要

【今後の取組】

市町における市内DV対策に係る連携体制の整備に向けた支援【再掲】(21頁)
市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化【再掲】(21頁)
インターネットやSNS等を活用したDV防止に向けた広報の充実等【再掲】(18頁)

目標4 緊急時の安全確保

DV防止法において、被害者を発見しやすい立場にある医療機関、学校関係者、福祉関係者が被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することとされており、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されている。

また、通報により発見された被害者や一時保護を求める被害者に対しては、一時保護所と警察、市町など関係機関、民間支援団体が連携しながら、迅速に被害者の身の安全を確保することが不可欠である。

1. 早期発見・通報対策

【現状】

- ・ 「民生委員・児童委員活動実務の手引」による通報手続き等の周知
- ・ 民生委員・児童委員研修会での通報の趣旨等の周知
- ・ 医療機関向け冊子の活用
- ・ 「医師臨床研修（地域保健研修）テキスト」による通報の趣旨等の周知

【課題】

- ・ 身近な地域での早期発見を促すため、医療関係者等をはじめ保健所、保健センター等に対しても早期発見と通報等の対応方法の周知が必要である。

【今後の取組】

民生委員・児童委員からの被害者の通報等に係る周知徹底

- ・ 民生委員・児童委員が被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察への通報について、「民生委員・児童委員活動実務の手引」等を活用し、周知に努める。（県、市町）

医療関係者からの通報等に係る周知徹底

- ・ 医療関係者からの配偶者暴力相談支援センターや警察への通報について、医療機関向け冊子等を活用し周知に努める。周知に当たり、DV被害者が妊産婦の場合もあることから、助産師に対しても周知していく。（県、市町）
- ・ 法改正の内容を反映させる等、医療機関向け冊子を更新する。（県）

2. 被害者等の安全確保対策

【現状】

- ・ 警察において相談を受理した被害者に対し、定期的に連絡を行う「安心コール」（平成22年度～）の活用
- ・ 警察における生活安全部と刑事部の連携強化による加害者の事件化及び被害者

等の保護対策

- ・ 緊急、一時的に被害者等を避難させる必要があり、シェルター等の利用が困難な場合に、ホテル等の宿泊費用を公費で負担する「一時避難場所の施設の使用にかかる費用の補助制度」の運用
- ・ 被害者等に危害が及ぶおそれの高い場合に携帯型緊急通報装置（GPS機能等を用いて当該装置の位置情報を発信することのできる装置）を貸与

【今後の取組】

市町における緊急時の安全確保

- ・ 緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、地域の社会資源を積極的に活用した避難場所の提供や同行支援の実施など、被害者及び同伴児童に対して迅速かつ適切に安全確保を図る。（県、市町）
- ・ 加害者から危害を加えられるおそれが高い場合等は、警察と連携を図り、被害者の保護を行う。（県、市町、警察）

3. 一時保護対策の充実

【現状】

- ・ 一時保護所における被害者の同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援の実施【再掲】（P30）
- ・ 婦人保護業務嘱託員、同伴児童対応指導員、嘱託医による生活支援の実施
- ・ 安全対策強化員による入所者の安全確保対策の実施

（一時保護の実施状況）

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
一時保護人員	115	106	85	81	68
うち外国人	5	9	4	4	4
うち障害者	21	13	13	7	8

- ・ 一時保護した被害者への住宅確保支援

（住宅を確保して退所した件数）

（単位：件）

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
21件	19	20	17	12

- ・ 社会福祉施設や民間支援団体が運営するシェルターへの一時保護委託の実施

（一時保護委託の状況）

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託施設数	29施設	28施設	26施設	28施設	29施設
委託延日数(含同伴児)	2,825日	2,315日	1,537日	1,488日	1,398日

- ・ シェルターを運営する民間支援団体に対する家賃補助の実施

- ・ 新たに民間シェルターを運営しようとする者への新規開設支援制度(初度備品等購入費補助)の運用
- ・ 民間シェルターに入所中の被害者や同伴児童を対象にしたカウンセリング、外出サポート及び同伴児童の保育の実施【再掲】(30頁)

【課題】

- ・ 被害者の特性に対応しながら、臨機応変で適切な一時保護の実施が必要である。
- ・ 保護が必要な者に対する社会資源として一時保護施設の活用が図れていない側面もあることから、一時保護制度・施設について、市町窓口職員等に対し周知徹底を図る必要がある。
- ・ 民間シェルターに直接保護を求める被害者に対して、民間支援団体等と連携を図りながら被害者の安全確保を図る必要がある。
- ・ 障害者施策や高齢者施策等との調整を図った上で、様々なニーズに対応できる一時保護委託施設等の確保が必要である。
- ・ 被害者の避難場所が加害者に特定されないよう、複数の避難先を確保する必要がある。

【今後の取組】

一時保護の充実

- ・ 被害者の安全を確保できるよう一時保護所の受け入れ体制の強化や一時保護委託施設を確保するとともに、高齢者施策や障害者施策等との調整や連携を市町と図りながら、被害者の特性に対応した適切な一時保護を実施する。(県)
- ・ 緊急を要する一時保護に関する連絡・調整において、一時保護所と市町の円滑な連携が図れないこともあることから、事案発生時に即応できるよう、研修等により両者の意思疎通、資質向上に努めるとともに、県は市町からの相談に対し適切に対応する。(県、市町)

民間支援団体等と連携した適切な一時保護委託の実施

- ・ 民間シェルターに直接保護を求める被害者に対して民間支援団体等と緊密に連携を図りながら適切な一時保護委託を実施する。(県、民間支援団体、関係施設)

民間支援団体が運営するシェルターへの活動支援等

- ・ 県が一時保護委託を行っている県内の民間支援団体運営のシェルターに対して、引き続き活動支援を行うとともに、民間シェルター新規開設時の備品等購入費補助制度を活用した民間シェルターの新規参入促進、また、必要に応じてさらなる支援策を検討する。(県)

4．被害者等に係る情報の保護

【現状】

- ・ 市町に対し、支援措置に関する事務の適正な執行の徹底通知
- ・ 市町の事務処理状況等の調査
- ・ 市町向けDV相談担当者等研修会のなかで情報保護のあり方について研修を実施

【課題】

- ・ 被害者及び関係者の安全確保を図るためには、被害者の住所や居所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、情報の管理に細心の注意が必要である。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターをはじめ、被害者支援に携わる関係機関において、被害者等に関する情報の適切な管理と秘密の保持に努めることが必要である。

【今後の取組】

被害者情報の適切な管理に関する研修等を活用した周知の徹底

- ・ 市町における被害者の情報管理体制を徹底するため、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置、マイナンバー制度における不開示措置、国民健康保険の加入情報の秘密の保持及び市町の管理する被害者情報の保護などの適正な取扱いについて、研修等を活用して、周知を図る。(県)
- ・ 被害者に対し、行政的支援を行った際の通知等の交付に当たっては、庁内の関係課とも十分連携を図り、送付先を確認するなど、慎重に取り扱う。(県、市町)
- ・ 被害者支援に係る関係機関として、警察、学校・園、保育所、司法関係者、不動産業者など住宅提供関係者、ハローワーク、年金事務所など多岐にわたるが、これら機関で共有すべき必要な情報については、秘密の保持に十分配慮し、当事者の同意を得た上で、情報の適切な共有化を図る。(県、市町、関係機関)

目標5 自立支援の推進

被害者の精神的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことから、自立支援の各段階において、被害者の意向を尊重しながら心身の健康を回復するため、継続的な心理社会的な対応を図ることが重要である。

また、被害者は経済的自立が困難であることが多く、被害者の自立促進に向けて生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、被害者本人の意思を尊重し、その立場に立って施設への入所、住宅の確保、生活支援制度の利用、就業促進などの支援を積極的に行うことが求められる。

特に、市町は住民に身近な行政機関として、生活保護の適用をはじめとする様々な被害者支援の業務を行う機能を有していることから、被害者の状況に配慮した自立支援に積極的に取り組む必要がある。

1. 自立に向けた生活支援、就労支援等

【現状】

- ・ 身近な行政機関である市町において、被害者の状況を踏まえた適切な生活支援を実施

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置、マイナンバー制度における不開示措置、児童手当・児童扶養手当の支給、生活保護の適用(町を除く)、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け(町を除く)、国民健康保険への加入、子どもの保育所への優先入所、母子生活支援施設への入所、公営住宅への入居 等
--

- ・ 父母の協議離婚時に子どもと別居する親との面会交流に関する取り決めを行う際に、DV被害者には特別な配慮を行うよう、国へ要望
- ・ 親子の面会を支援する仕組みづくりに係る調査検討の実施を、国に要望
- ・ DV法律相談員(女性弁護士)による法律相談の実施【再掲】(24頁)
- ・ 一時保護所における生活支援、カウンセリングを実施
- ・ 県立男女共同参画センター「女性就業相談室」^{()15}における就業支援(女性の就業サポート事業)の実施
 - チャレンジ相談の実施
 - 女性のための働き方セミナーの開催
 - パソコン操作や再就職のためのスキルアップのほか、在宅ワークや起業など、再就業を支援する講座の実施
- ・ 市男女共同参画センターにおける情報提供、相談支援(一部の市では、再就職のためのセミナーや講座等を実施)
- ・ ハローワーク、マザーズハローワークでの職業相談・職業紹介
- ・ 公共職業能力開発施設(職業能力開発校、職業能力開発促進センター等)における職業訓練
- ・ 県または独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が委託した民間教育機

^{()15} 出産、育児、介護等で、離職した女性やキャリアアップしたい女性を対象に、県立男女共同参画センターにおいて、再就職・起業等に向けた個別相談から各種セミナーの開催、ハローワーク神戸と連携し職業相談・紹介までワンストップで一貫した支援を行う。

関等における職業訓練

- ・ 母子・父子自立支援員等による就労支援
- ・ 市及び県健康福祉事務所でひとり親家庭に対する相談・求職活動等の支援を行う「母子・父子自立支援員」による児童扶養手当受給者等を対象とした就業支援プログラムの策定とこれに基づくハローワークと連携した就労支援等の実施
(母子・父子自立支援員による就労支援に取り組む市：令和5年度)

神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、朝来市、たつの市(16市)

- ・ 民間支援団体における地域生活への定着・自立支援に向けた支援の実施

【課題】

- ・ 市町配偶者暴力相談支援センターが中心となって、被害者の状況を踏まえた適切な生活支援策の検討、関係部署との連絡調整、被害者証明書の発行業務など被害者の立場に立った切れ目のない生活支援を行う体制整備が必要である。
- ・ 事案に応じ、被害者に対して、生活保護制度の適用について福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行うことが必要である。
- ・ 平成23年民法改正により、父母の協議離婚時に子どもと別居する親との面会交流^{()16}に関する取り決めを行うこととされたが、DV被害者の面会交流の実施においては、被害者及び同伴児童の負担にならず、安心して面会できる仕組みづくりが必要である。
- ・ 自立に向けた支援を行う団体等の拠点が限定(神戸市等主に都市部のみ)されており、遠方の支援者への対応が必要である。
- ・ 被害者及び同伴児童の精神的ダメージは長期にわたることから、中長期的なケアが必要である。

【今後の取組】

被害者の自立促進に向けた支援

- ・ 市町・県健康福祉事務所等において、被害者の状況を踏まえた適切な生活支援を実施するとともに、就労支援施策の充実により被害者の就労を促進する。就職が困難な方については、適切に福祉窓口につなぐ等対応する。(県、市)
- ・ 遠方のDV被害者への支援が可能となるよう、ICT化を推進する。(県)

精神的・心理的なケア

- ・ DV被害者の精神的安定を図ることを第一義とする安心安全な面会交流の実現

()16 平成23年の民法一部改正において、協議離婚で定めるべき事項の具体例として、「父又は母と子との面会及びその他の交流(面会交流)」と「子の監護に要する費用の分担(養育費の分担)」が明示されるとともに、これらの取り決めを行うにあたっては子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記された。

DVに起因する協議離婚の場合、面会交流のための連絡を同居親と別居親が直接行うことは同居親に恐怖や精神的な負担を強いたり、同居親が送迎する場合、送迎に伴う加害者からの精神的な苦痛等があることから、DV被害者に対する一定の配慮が必要とされている。

に向け、引き続き情報収集に努めるとともに、ガイドラインの策定など体制整備について、国へ提案する。(県)

- ・ 民間支援団体と連携して推進するほか、精神科医等を母子生活支援施設・女性自立支援施設等へ派遣し、入所者及び職員等への心理的ケアを行うなど、被害者等への心理社会的な対応の充実を図る。(県、市町)

2. 施設入所・退所支援

【現状】

- ・ 一時保護所退所後の被害者に対する婦人保護施設や母子生活支援施設を始めとする社会福祉施設への入所による生活支援及び自立に向けた支援の実施
- ・ 身元保証人確保対策事業で施設長個人が保証人となる場合、一定のリスクにより、保証人を引き受けにくい面があることから、施設を運営する法人が保証人となる仕組みづくりについて、国への提案を実施

【課題】

- ・ 配置基準を満たした場合に配置できる専門職員による被害者や同伴児童への心身の健康の回復や自立に向けた支援への取組が必要である。
- ・ 母子生活支援施設・女性自立支援施設等について、市町窓口職員等への周知を強化し、被害者等への適切な情報提供による活用促進を図る必要がある。

【今後の取組】

専門職員の配置等による被害者支援の充実

- ・ 被害者支援を行う社会福祉施設において、心理療法担当職員、個別対応職員、同伴児童指導員など必要な専門職員を配置し、被害者や同伴児童への生活・自立支援の充実を図る。(関係施設)
 - ・ 母子生活支援施設・女性自立支援施設の活用促進のため、市町窓口職員等へ施設概要や入所要件等の周知を強化し、適切な情報提供に努める。(県、市町)
- 身元保証人確保対策事業の改善に向けた国への提案
- ・ 身元保証人確保対策事業で施設長個人が保証人となる場合、一定のリスクにより、保証人を引き受けにくい面があることから、施設を運営する法人が保証人となる仕組みづくりについて、引き続き国への提案を実施する。(県)

3．心理社会的な対応

【現状】

- ・ 被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱え、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるなど精神的ダメージは長期にわたるとともに、同伴児童も同様に心理的被害等を受けている場合が多いことから、被害者及び同伴児童への心理社会的な対応を実施

（女性家庭センター）

- ・ 心理学的判定・カウンセリングの実施
- ・ 被害者支援を行う社会福祉施設への心理判定員の派遣
- ・ 一時保護所における被害者の同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援の実施【再掲】（30頁）

（県関係機関）

- ・ 県立男女共同参画センターにおけるDV被害者のための情報提供（「女性のためのなやみ相談」で対応）
- ・ 県精神保健福祉センター、県健康福祉事務所の保健師等による相談の実施
- ・ 県こころのケアセンターにおける相談・診療等の実施

（民間支援団体）

- ・ DV被害者の心身の回復・自立支援を促す講座の実施

【課題】

- ・ 被害者及び同伴児童の精神的ダメージは長期にわたることから、中長期的なケアが必要である。

【今後の取組】

心理的なケアの実施

- ・ 民間支援団体と連携して推進するほか、精神科医等を母子生活支援施設・女性自立支援施設等へ派遣し、入所者及び職員等への心理的ケアを行うなど、被害者等への心理社会的な対応の充実を図る。（県、市町）

4．被害者の子どもに対するケアの充実

【現状】

- ・ 一時保護所における同伴児童対応指導員による生活支援の実施
- ・ 一時保護所における被害者の同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援の実施【再掲】（30頁）
- ・ 民間シェルターに入所中の被害者や同伴児童を対象にしたカウンセリング、外出サポート及び同伴児童の保育の実施【再掲】（30頁）

【課題】

- ・ 被害者の子どもへのケアを充実させる必要がある（子ども自身へのケア、心的

外傷のある被害者がケアを受ける際の居場所確保、子どもの学習支援。

【今後の取組】

同伴する子どもへの適切なケアの実施

- ・ 一時保護期間中、被害者の子どもは通学が制限されることから、適切な学習が受けられるよう支援していく。(県)
- ・ 被害者の子どもも心的外傷を受けている可能性があることから、こども家庭センター等と連携のうえ心理的ケアを充実させる。(県)
- ・ 被害者が心的外傷等により子どもに適切な養育を行うことが困難な場合、子育て短期支援事業等、社会的養育の支援を有効活用する。(市町)

5. 住居確保支援

(1) 民間賃貸住宅への円滑な入居促進

【現状】

- ・ DV被害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度の推進
(県内で29,847戸を登録)
- ・ 住宅確保要配慮者からの相談に的確に対応するため、県の総合窓口であるひょうご住まいサポートセンターで相談を受け、必要に応じて内容にふさわしい専門窓口への情報の提供
- ・ (公財)日本賃貸住宅管理協会セミナーにおけるセーフティネット住宅登録制度の説明
- ・ 住宅確保要配慮者への居住支援活動の実施
- ・ 住宅確保要配慮者専用住宅の改修や家賃低廉化、家賃債務保証料の低減に係る貸主等への補助を行う市町に対し、財政支援の実施
- ・ 住宅確保要配慮者に対し、見守りなどの生活支援等を実施する居住支援法人の指定(42法人)

【今後の取組】

民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者への対応

- ・ 登録制度の普及を図るため、不動産関係団体等を通じた民間賃貸住宅の貸主に対する広報活動の実施(県)
- ・ 市町や福祉団体等が実施する住宅相談や入居あっせん等を通じて、入居を希望するDV被害者への登録住宅情報の提供(県)
- ・ 民間賃貸住宅への入居にあたっては、生活保護制度の適用等について福祉事務所と連携して取り組む。(県、市町)

(2) 公営住宅への入居における特別の配慮

【現状】

- ・ 県営住宅優先入居の実施（毎月募集）

（特定世帯優先住宅における実績）

（単位：戸）

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
特定世帯優先 （申込状況 / 募集戸数）	5/47	4/47	9/49	6/68	1/47

「特定世帯優先住宅」の対象はDV被害など9種類あり、DV被害を含む合計数値を記載

- ・ 先着順で応募を受け付ける県営住宅の常時募集の実施
- ・ 県営住宅への入居資格の緩和（所得要件政令月収額 158 千円以下 214 千円以下）
- ・ 早期入居が可能な県営住宅の配置
- ・ 市町営住宅における優先入居制度の促進について、市町へ要請
- ・ 市町営住宅の入居要件を緩和し、他市町の公営住宅への入居を可能にする方策の検討

【課題】

- ・ 県営住宅における特定世帯優先住宅への申込みは少なく、以下の課題があると考えられる。
 - 応募可能な住宅の戸数が限定されている。
 - 募集から入居までに3ヶ月程度必要

【今後の取組】

公営住宅における被害者の事情に応じた適切な住宅の確保

- ・ 県営住宅については、住居確保が必要な方への支援に努める。（県）
- ・ 市町営住宅については、未実施市町での優先入居制度の普及促進に努める。
- ・ 市町営住宅の入居資格要件を緩和し、他市町の公営住宅への入居を可能にするなど、施設退所後の住居として県営住宅のみならず、市町営住宅等を活用する方策について検討を行う。（県、市町）

(3) ステップハウスの利用

【現状】

- ・ 一時保護所等を退所する被害者が、恒久住宅へ移行するまでの間、一時的に利用できる県営住宅（以下「ステップハウス」という。）を3戸運営

【課題】

- ・ 被害者の自立支援のためには、居住の安定は極めて重要である。ステップハウスの今後の利用状況を見つつ、必要に応じて拡充を検討する。

【今後の取組】

ステップハウスの活用

- ・ ステップハウスの利用状況に応じた戸数を確保するとともに、被害者の将来的な自立を見据えた利用促進を図るなど、被害者が自立して生活できる基盤づくりに努める。(県)

6. 退所後支援

【現状】

- ・ 婦人保護施設に生活指導員を配置し、退所者への継続的な自立生活に関する相談・指導等援助の実施
- ・ DV被害者自立支援講座の実施(民間支援団体に委託)

【課題】

- ・ 一時保護所や施設、民間シェルター等の退所者に対するアフターフォローとして、中長期的な心のケア等を実施する必要がある。

【今後の取組】

退所者等への相談支援等の充実

- ・ 被害者に対し、心のケアや孤立しないための居場所の提供、自立に関する情報提供等による継続した支援を行うため、女性自立支援施設等を退所した後も相談しやすい体制等を整備する。
- ・ 一時保護所や施設退所者に対する支援の仕組みづくりについて、国への提案を検討する。(県)
- ・ 遠方の退所者のためのICT等を活用した中長期的な支援を推進する。(県、施設)
- ・ 多様な課題を抱え居所を移動する被害者に切れ目のないケアを提供するため、市町間の情報提供システムを構築する。(県・市町)

目標 6 関係機関・民間団体との連携強化等

DV被害者の個々のニーズに応じた多様な支援を行うため、豊富なノウハウを有する民間支援団体と日常業務を通じて緊密な関係を構築していくことも重要であり、ひょうごDV防止ネットワーク会議を通じた連携体制の促進など、切れ目のない被害者支援をめざした連携強化が必要である。

1. 推進体制の強化

(1) 県立女性家庭センターの機能強化

【今後の取組】

- ・ 県立女性家庭センターに、「DV相談アドバイザー」を引き続き配置し、県立女性家庭センターの相談・一時保護機能を強化するとともに、市町支援体制の強化を図る。

(2) ひょうごDV防止ネットワーク会議の開催

【現状】

- ・ ひょうごDV防止ネットワーク会議を設置し、県関係機関と構成団体相互の情報交換及び連絡調整を実施（年1～2回開催）

〔構成団体〕

県	女性家庭センター、県警本部、男女共同参画センター、中央こども家庭センター、特定健康福祉事務所、こころのケアセンター
市町	神戸市配偶者暴力相談支援センター、市町配偶者暴力相談支援センター（代表）
国	神戸地方裁判所、神戸家庭裁判所、神戸地方法務局、神戸地方検察庁、兵庫労働局
関係団体	県医師会、県弁護士会、県母子生活支援施設協議会、神戸市母子生活支援施設協議会、婦人保護施設、県私立中等高等学校生徒指導連絡協議会
民間支援団体	ひょうごDV被害者支援連絡会、シェルター運営団体

- ・ 県民局・県民センター単位（神戸を除く）で地域DV防止ネットワーク会議を設置し、県関係機関と構成団体等の相互の情報交換や研修を実施（年1回開催）

〔構成団体等〕

管内各市町、警察署、医師会、裁判所、関係施設、民間支援団体等

- ・ 地域の関係機関によるDV対策協議会の設置促進について、市町へ要請

【課題】

- ・ 関係機関等から構成されるDV防止及び被害者の保護に関する協議会が法定化されることから、ひょうごDV防止ネットワーク会議を始めとする既存のネットワーク会議等を活用しつつ、協議会の設置を推進する必要がある。

【今後の取組】

ひょうごDV防止ネットワーク会議の機能強化

- ・ ひょうごDV防止ネットワーク会議を県が実施する法定協議会として位置づける。(県)
- ・ ひょうごDV防止ネットワーク会議において、構成団体相互の情報交換及び連絡調整に加え、本計画の進捗状況報告を有識者に対して行い、専門的見地から、計画に基づく施策進捗状況の評価、課題について意見を聴取し、その対応等について検討することにより、効果的なDV対策の推進を図る。(県)

(3) DV対策庁内調整会議の開催

【現状】

- ・ DV関係施策の効果的な推進に必要な連絡調整、協議を行うため、DV対策の全庁横断的な組織であるDV対策庁内調整会議において、計画の進捗状況の報告、計画に基づく施策推進の課題とその対応等について検討

〔構成部局〕

県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、まちづくり部、教育委員会、警察本部

【今後の取組】

DV対策庁内調整会議と兵庫DV防止ネットワーク会議の連携

- ・ 県基本計画に基づく施策にあわせ、同会議の構成員を必要に応じて見直すとともに、ひょうごDV防止ネットワーク会議と連携を図り、DV関係施策を効果的に推進する。(県)

(4) 地域における協議会の設置

【現状】

- ・ 一部の市町では地域のDV対策関係機関との協議会等を設置
- ・ 被害者の同伴児童への対応については、要保護児童対策地域協議会において関係機関と調整を実施

【課題】

- ・ 被害者への対応に当たっては、DV被害者は、DV被害だけでなく、他の問題も抱えている場合もあることを勘案し、要保護児童対策地域協議会の仕組みを参考として、

地域におけるDV対策の推進に向けた法定協議会の設置を検討する必要がある。

【今後の取組】

市町における関係機関との法定協議会の設置促進

- ・ 関係機関等の相互の協力体制をあらかじめ整備するため、市町において、関係行政機関、警察、民間団体等の関係機関で構成するDV対策の法定協議会の設置を促進する。
- ・ 地域の実情に応じて、関連する地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会を活用するとともに、関係部局や機関の長により構成する代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等を設置し、重層的な対応を図る。(市町)

(5) 弁護士会との連携強化

【今後の取組】

弁護士会との連携強化

- ・ 行政機関、民間支援団体等と同様に被害者支援に取り組んでいる県弁護士会と、研修会、意見交換会の開催などによる連携強化に努める。(県、弁護士会)

2. 関係機関との連携強化

【現状】

- ・ 相談体制の充実【再掲】(24頁)

【今後の取組】

関係機関との連携強化

- ・ 県関係機関と県立女性家庭センター等との連携強化を強化していく。(県)
- ・ 県立女性家庭センターによる市町DV相談窓口(配偶者暴力相談支援センター等)への技術的助言を実施する。(県、市町)
- ・ 医療機関や法律機関等、被害者支援に取り組んでいる団体と、研修会や意見交換を行う等、連携強化に努める。(県、関係機関)

3. 民間支援団体等との協働・連携

【現状】

- ・ ひょうごDV被害者支援連絡会(HYVIS)との意見交換
- ・ ひょうごDV防止ネットワーク会議に関係団体(HYVIS、ひょうご被害者支援センター)のオブザーバー参加を依頼
- ・ 民間支援団体における被害者への相談、自立支援のための活動(同行支援、通訳者の派遣等)の実施

【課題】

- ・ 民間支援団体は、豊富な経験とそれぞれの特性を生かした活動を行っていることから、県・市町は、個別の相談支援の事案において、民間支援団体と協働・連携した被害者への支援を行うことが求められる。

【今後の取組】

民間支援団体と連携した被害者への支援

- ・ 個別事案において、民間支援団体と協働・連携したきめ細やかな被害者への相談支援に取り組むとともに、民間支援団体へ必要な支援を行う。(県、市町、民間支援団体)
- ・ 民間支援団体との積極的な意見交換を行うことで連携を深めていくとともに、民間シェルターを始めとする民間資源を積極的に活用する。
- ・ 犯罪被害者やその遺族の抱える悩みの相談や心のケア等の支援を行っている「公益社団法人ひょうご被害者支援センター」、性暴力被害者の相談・支援機関である「NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご」等の民間支援団体とも連携した取組を推進する。(県、市町、民間支援団体)
- ・ DV被害者の自立を支援するため、シングルマザーを支援する団体や被害者の自助グループについても、活動内容を把握の上、連携を図っていく。(県、市町、民間支援団体)

民間支援団体との連携による外国人被害者への通訳派遣事業の充実【再掲】(29頁)

民間支援団体等と連携した適切な一時保護委託の実施【再掲】(35頁)

目標7 専門人材の育成等、変化する社会への対応

DV被害者は、配偶者等からの暴力により、心身ともに傷ついており、また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安などにより精神的に不安定な状況であることが多い。

このため、被害者への相談、支援に従事する職員（以下「支援者」という。）が被害者と関わる場合には、DVの特性、被害者の置かれた立場を理解し、被害者に二次的被害（心身ともに傷ついた被害者が、相談支援の際にDVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない支援者の不適切な言動で更に傷つくこと）を与えることのないよう十分に配慮した対応が必要である。

1. 被害者支援に携わる人材の育成及び人材への支援

【現状】

- 県立女性家庭センターや県立男女共同参画センター、県こころのケアセンター（以下「県の研修機関」という。）において、県関係機関、市町、被害者支援を行う社会福祉施設における支援者を対象とした各種研修を実施（県の研修機関における研修実施状況（数値は参加人数））

区分	主催	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
DV相談担当者等研修会	県立女性家 庭センター	59	74	65	-	-
DV基礎研修		103	84	79	75	81
テーマ別実務研修【法律、知的・発達、精神】		67	82	-	70	60
DV応用研修		47	-	-	-	46
婦人相談所及び婦人保護施設職員研修		10	11	13	-	12
外国人DV被害者支援通訳者要請研修会		27	-	-	70	-
DV防止セミナー	県立男女 共同参画 センター	101	113	111	64	-
DV被害者のこころのケア研修	県こころの ケアセンター	49	49	39	46	47

- 民間団体に委託し、被害者支援に携わるボランティア養成講座の実施

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施団体	2団体	2団体	2団体	1団体	2団体
講座数	24講座	20講座	16講座	4講座	16講座
延受講者数	564名	356名	313名	36名	939名

- DV被害者に対する相談・支援を円滑に行う「DV相談マニュアル」の作成、マニュアルを活用した支援者研修の実施
- DV相談アドバイザーによる市町等への技術的助言

- ・ 市町男女共同参画センター相談員等研修の実施
- ・ 県警察による人身安全関連事案対策専科、新任警察安全相談担当者等研修の実施

【課題】

- ・ 支援者は専門性を必要とする困難度の高い業務を担っていることから、長期に渡って優れた人材を確保するとともに、人材を育成する必要がある。
- ・ 支援者の資質の向上と支援者に対する心理的ケアの実施が必要である。
- ・ 支援者や市町等の各種制度窓口担当職員は、DVの深刻さを十分認識しない不適切な対応で被害者に二次的被害を与えることのないよう留意する必要がある。
- ・ 法改正、制度改正等の変化等に対応し、「DV相談マニュアル」の改定や研修を実施する必要がある。

【今後の取組】

優れた人材の確保と研修機会の確保

- ・ DV相談に精通した質の高い支援者の安定的確保に努めるとともに、支援者の人材育成のため、研修への参加機会を十分確保し、資質の向上を図る。(県、市町、関係施設、民間支援団体)
- ・ 改正DV防止法施行に伴う対応として、保護命令制度の拡大に関する内容の研修を実施し、職員に対する制度の浸透を図る。
- ・ 法改正、制度改正等の変化等に対応し、必要に応じて「DV相談マニュアル」を改定し、その活用を図る。(県、市町)

支援者の育成に向けた研修内容の充実

- ・ 被害者に対する適切な相談支援が行えるよう、県の研修機関や市町において面接技法や事例検討等による実践的な支援者研修を実施し、支援者の専門性を高める。
- ・ 被害者の安全に留意し、適切な情報提供や状況に応じた的確な判断を行うことができる支援者の育成に向けた研修内容の充実を検討する。
- ・ 研修内容の理解度を高めるため、ワークシートやチェックリスト等を活用して、受講者が内容を振り返り、主体的・実践的に取り組むことができる参加体験型の手法を採用するなど、DV防止に関する研修内容や方法について改善に努める。(県、市町)

支援者に対する心理的ケアの実施

- ・ 支援実施の過程でのバーンアウト(燃え尽き)状態や二次受傷(支援者が、被害者から深刻な被害状況等についての話に耳を傾けることで生じる被害者と同様の外傷性ストレス反応が現れること)により心身の健康が損なわれることがないよう、県関係機関、市町、関係施設において、職場研修や支援者に対する個別相談の実施などにより、支援者に対するきめ細やかな心理的ケアを実施する。(県、

市町、関係施設、民間支援団体)

- ・ 県の研修機関や市町において、支援者を対象とした心理的ケア研修を実施する。
(県、市町)

窓口職員等に対する二次的被害防止対応研修の実施

- ・ 支援者や市町等の窓口職員による不適切な対応で被害者に二次的被害を与えることのないよう、県の研修機関や市町において、支援者や市町等の窓口職員に対して二次的被害防止対応研修を実施する。(県、市町)

2. 調査の推進

【課題】

- ・ DV対策を効果的に推進するためには、被害者等への実態調査やアンケート等により、被害者支援の課題等を的確に把握する必要がある。

【今後の取組】

一時保護所等者や県民向けの調査等による被害者支援における課題の把握

- ・ DV対策推進のために必要な調査を実施するよう関係部署に働きかけるとともに、県立女性家庭センター一時保護所利用者への実態調査、DV啓発事業・出前講座等実施後のアンケート結果等により、DV被害者支援の課題等を把握し、今後の施策展開に反映させる。(県、市町、民間支援団体)

3. 将来の社会情勢の変化への対応

【今後の取組】

令和6年4月から、困難女性支援法が施行される。婦人保護事業が抜本的に見直され、DVや性被害、貧困など様々な困難な問題を抱える女性への支援を実施していくこととなった。

これらの動向も踏まえながら、人身取引被害やストーカー被害、JKビジネスやアダルトビデオ出演強要被害、若年層の性暴力被害など、新たな課題に対応できるよう、県庁内、市町、民間支援団体、ひょうごDV防止ネットワーク会議構成団体等との調整を迅速に行い、適切な対応に努める。(県、市町)

また、DV被害者は女性に限らず、男性や外国人、性的マイノリティ等様々である。被害者の多様性等に対して適切な対応に努めていく必要がある。

なお、今後、社会情勢の変化に伴い発生する新たな課題に対して、適切に対応していく必要があるが、全国的な課題に対しては、制度設計の見直しについて国へ提案することを検討する。(県)

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。

DV法では、性別は問わず、配偶者（事実婚や元配偶者も含む。）や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を対象としているが、県計画では、生活の本拠を共にしないパートナーなど親しい関係までも含めている。

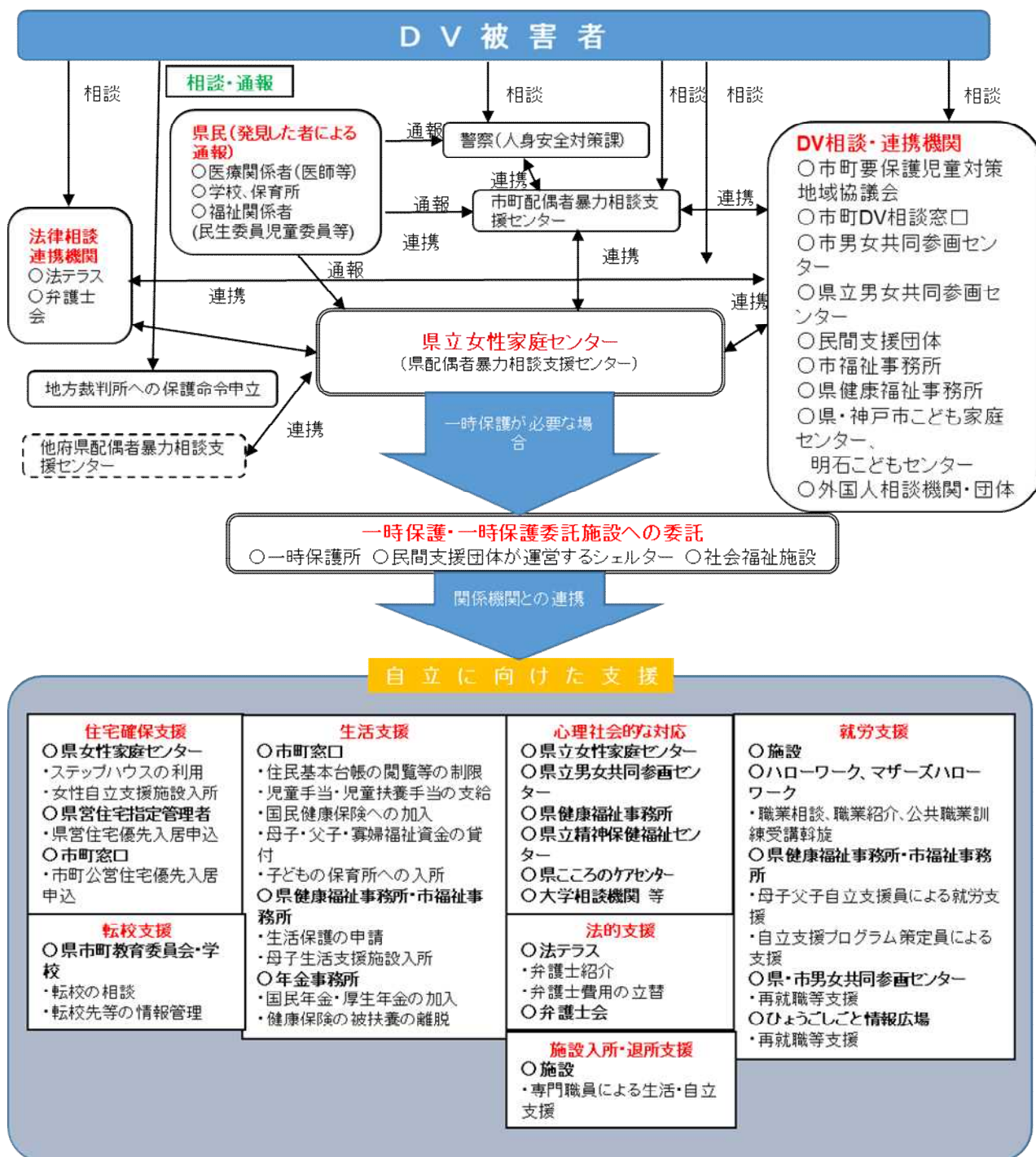
一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることもあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。

区分	暴力の形態の例示
身体的なもの	殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。 刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になる。 平手でうつ、足でける、げんこつでなぐる 身体を傷つける可能性のある物でなぐる 刃物などの凶器をからだにつきつける 髪をひっぱる、首をしめる、腕をねじる 引きずりまわす、物をなげつける
精神的なもの	心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。 精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもある。 大声でどなる 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う 実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする 何を言っても無視して口をきかない 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする 大切にしているものをこわしたり、捨てたりする 生活費を渡さない 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする 子どもに危害を加えるといっておどす なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす
性的なもの	嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。 夫婦間の性交であっても、刑法第177条の強制性交等罪に当たる場合がある。 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる いやがっているのに性行為を強要する 中絶を強要する、避妊に協力しない

（注）例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてがDV防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限らない。

出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

DV被害者への相談支援に係る連携チャート



兵庫県DV防止・被害者保護計画改定委員会

1 開催状況

- 第1回：令和5年8月30日 現行計画における取組状況の検証
 第2回： 11月15日 計画たたき台の検討
 第3回： 12月20日 計画案の検討
 第4回：令和6年3月21日 パブリック・コメントを踏まえた計画案の検討

2 委員名簿

五十音順 は委員長

氏名	役職等
垣内 里美	神戸市こども家庭局家庭支援調整担当課長
倉石 哲也	武庫川女子大学 教授
坂ノ上 哲也	猪名川町生活部こども課長
坂本 裕香	弁護士
鋤柄 利佳	ひょうごDV被害者支援連絡会 代表 特定非営利活動法人アジア女性自立プロジェクト 事務局長
大門 美智子	兵庫県医師会 常任理事
高田 昌代	神戸市看護大学 教授
永原 郁子	公益社団法人小さないのちのドア 代表理事
野倉 加奈美	兵庫県立女性家庭センター 所長
松岡 健	神戸新聞論説委員
行実 久賀子	姫路婦人寮施設長

(注) 役職等は令和5年4月1日現在

3 オブザーバー

氏名	役職等
大上 健二	兵庫県警察本部生活安全部人身安全対策課長